

上市町義務教育学校整備事業

基本契約書（案）

令和8年9月

上市町

上市町義務教育学校整備事業 基本契約書（案）

上市町（以下「町」という。）が行う上市町義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）に関し、町は、〔 〕（本事業を遂行する特別目的会社。以下「事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、特に明示のない限り、本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙１に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

第１章 総則

（総則）

第１条 本契約は、町及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

２ 町及び事業者は、事業契約（基本設計業務）、事業契約（実施設計業務、１期建設業務、維持管理及び運營業務）及び事業契約（２期・３期建設業務）（事業契約約款を含む。以下「各事業契約」という。）に基づき、入札説明書等、要求水準書等、事業提案書及び設計図書等に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（公共性及び事業の趣旨の尊重）

第２条 町及び事業者は、本事業の目的を十分理解するとともに、本事業が公共施設の整備を伴う事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

（事業スケジュール）

第３条 本事業の事業スケジュールは別紙２に示す。ただし、別紙２の事業スケジュールは、各事業契約の規定に基づき変更することができる。

（契約金額）

第４条 本契約の当事者は、本契約に基づいて締結する各事業契約の契約代金額が、各事業契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

（当事者の義務）

第５条 町及び事業者は、各事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

２ 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、基本契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業提案書及び設計図書等の順に優先して適用されるものとする。

３ 契約関係書類に疑義が生じた場合は、町及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

- 4 事業提案書及び要求水準書等の内容に差異がある場合は、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業提案書が優先して適用されるものとする。
- 5 本契約の規定と、各事業契約の規定に相違がある場合、各事業契約の規定が優先して適用されるものとする。

第2章 本事業の実施

(事業の実施)

第6条 本事業は、要求水準書等に示すとおり、本施設を対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運營業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成する。

(事業契約（基本設計業務）の締結)

第7条 町及び事業者は、本契約締結と同時に、入札説明書等及び要求水準書等において町が提示した条件、事業提案書において事業者が提示した条件の内容に基づき、事業契約（基本設計業務）を締結するものとする。

2 事業者は、町との事業契約（基本設計業務）締結後、速やかに基本設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、令和●年●月●日までに基本設計図書を町に提出し、町による完了検査を受けること。

3 事業契約（基本設計業務）の契約代金額は、落札者が町に令和●年●月●日に提出した入札書に記載の金額（基本設計業務に係るもの）に、消費税等相当額を加えたものとするが、契約条件の詳細は、事業契約（基本設計業務）に定めるところによる。

(事業契約（実施設計業務、1期建設業務及び維持管理・運營業務）の締結)

第8条 町及び事業者は、令和10年●月●日〔入札公告時点では令和10年3月10日を想定するが、事業者の提案に応じて、町にて設定〕までに、入札説明書等及び要求水準書等において町が提示した条件、事業提案書において事業者が提示した条件及び設計図書の内容に基づき、仮契約（実施設計業務、1期建設業務及び維持管理・運營業務）を締結するものとする。なお、上市町議会の議決を経た後、当該仮契約と同一条件の本契約を締結する。

2 事業者は、町との事業契約（実施設計業務、1期建設業務及び維持管理・運營業務）締結後、速やかに実施設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、令和●年●月●日までに実施設計図書を町に提出し、町による完了検査を受けること。

3 事業者は、1期建設業務を完了させ（町による完了検査を含む。）、別途合意がある場合を除き、令和13年6月30日までに本施設（1期工事分）を町に引渡すこと。

4 事業者は、本施設（1期工事分）の町への引渡し後、別途合意がある場合を除き、令和29年3月31日まで本施設の維持管理・運營業務を行うこと。

5 事業契約（実施設計業務、1期建設業務及び維持管理・運營業務）の契約代金額は、落札者が町に令和●年●月●日に提出した入札書に記載の金額（実施設計業務、1期建設業務及び維持管理・運營業務に係るもの）に、消費税等相当額を加えたものを基本とするが、契約条件の

詳細は、事業契約書（実施設計業務、1 期建設業務及び維持管理・運營業務）に定めるところによる。

（事業契約（2 期・3 期建設業務）の締結）

第 9 条 町及び事業者は、令和 13 年 5 月 20 日までに、入札説明書等及び要求水準書等において町が提示した条件、事業提案書において事業者が提示した条件及び設計図書の内容に基づき、仮契約（2 期・3 期建設業務）を締結するものとする。なお、上市町議会の議決を経た後、当該仮契約と同一条件の本契約を締結する。

2 事業者は、町との事業契約（2 期・3 期建設業務）締結後、速やかに 2 期建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、令和 14 年 11 月 30 日までに 2 期建設業務を完了させ（町による完了検査を含む。）ること。

3 事業者は、3 期建設業務を完了させ（町による完了検査を含む）、別途合意がある場合を除き、令和 15 年 7 月 31 日までに本施設（3 期工事分）を町に引渡すこと。

4 事業契約（2 期・3 期建設業務）の契約代金額は、落札者が町に令和●年●月●日に提出した入札書に記載の金額（2 期・3 期建設業務に係るもの）に、消費税等相当額を加えたものを基本とするが、入札公告時からの物価変動率を勘案するものとし、令和 8 年 9 月（入札公告時）の指数を用い、令和 13 年 1 月の同指数と比較して 1.5 パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じて契約代金額の改定を行うことができる。なお、改定に用いる指数及び算定方法等は、別紙 3 に示す。契約条件の詳細は、事業契約書（2 期・3 期建設業務）に定めるところによる。

（各事業契約が締結できない場合の処理等）

第 10 条 町、事業者のいずれの責にも帰さない事由により、町と事業者の間で各事業契約の締結に至らなかった場合、町及び事業者が各業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（基本契約等の解除）

第 11 条 町、事業者のいずれか一方が本契約に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいつでも基本契約等を解除することができ、本契約に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本契約締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

第3章 その他

(表明保証)

第12条 事業者は、本事業の入札説明書等に係る要件を本契約締結時においてすべて満たしていることを表明し保証する。

(契約上の地位の譲渡等)

第13条 事業者は、事前に町の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、町は、不合理に書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第14条 町及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、町及び事業者が認めた場合、町又は事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、若しくは町又は事業者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本契約の変更)

第15条 本契約の規定は、町及び事業者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本契約の有効期間)

第16条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和29年3月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。なお、事業期間終了日経過時において未履行である町又は事業者の本契約上の義務及びそれに関連して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

第17条 本契約は日本国の法令に従い解釈され、本契約に起因する紛争に関する訴訟については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、必要に応じて町及び事業者が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

町 富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地
 上市町長 印

事業者 住所
 氏名
 (代表者名) 印

別紙 1：用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本契約と同時に締結する事業契約（基本設計業務）事業契約約款別紙 1 のとおりとする。

別紙２：事業スケジュール（第３条関係）

事業契約締結日	令和 9 年 9 月頃
事業期間	事業契約締結日（令和 9 年 9 月頃）～令和 29 年 3 月 31 日
設計・建設期間	・基本設計：事業契約締結日～令和●年●月●日（事業者が提案した日） ・実施設計：令和●年●月●日～令和●年●月●日（事業者が提案した日） ・1 期工事：事業契約締結日～令和 13 年 6 月 30 日 ・2 期工事：令和 13 年 9 月 1 日～令和 14 年 11 月 30 日 ・3 期工事：令和 13 年 9 月 1 日～令和 15 年 7 月 31 日
施設引渡し日	・1 期工事：令和 13 年 6 月 30 日 ・2 期工事：令和 14 年 11 月 30 日 ・3 期工事：令和 15 年 7 月 31 日
開業準備期間	事業者が提案した日～運営期間の開始前日
供用開始日	・中学校新校舎及びこども図書館：令和 13 年 9 月 1 日 ・義務教育学校（開校）：令和 14 年 4 月 1 日 ・屋外施設等を含む全面：令和 15 年 8 月 1 日
維持管理期間	各施設引渡し日～令和 29 年 3 月末日
運営期間	・学校給食調理業務及び学校図書館・こども図書館運営業務：中学校新校舎供用開始日（令和 13 年 9 月 1 日）～令和 29 年 3 月 31 日 ・学校開放施設の運営業務：義務教育学校（開校）日（令和 14 年 4 月 1 日）～令和 29 年 3 月 31 日

※1 期工事：屋外施設等を除く本施設の整備、駐輪場の整備

※2 期工事：既存中学校校舎等の解体・撤去

※3 期工事：屋外施設等（駐輪場を除く。）の整備

※実施設計業務の着手は令和 10 年 4 月以降とする。

別紙 3：物価変動に伴う契約代金額の改定式（第 9 条関係）

- 建設・工事監理業務のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、入札公告時の下表に示す指数を用い、各工事着工時期の同指数と比較して 1.5 %以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。

・ 表 改定に用いる指数

区分	使用する指数
二期工事（既存中学校校舎等の解体工事）	「公共工事設計労務単価 — 全職種 — 全国」（国土交通省）
三期工事（屋外施設等の工事）	「建設工事費デフレーター — 土木総合」（国土交通省）

- 建設・工事監理業務の物価変動に基づくサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{二期工事（既存中学校校舎等の解体工事）の物価変動率} \\ & = \text{【令和 12 年度の指数】} \div \text{【令和 8 年度の指数】} - 1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{三期工事（屋外施設等の工事）の物価変動率} \\ & = \text{【令和 13 年 1 月の指数】} \div \text{【令和 8 年 9 月の指数】} - 1 \end{aligned}$$

※ 物価変動率に小数点以下第 3 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率 > 0.015 の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率 < -0.015 の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

※ 施設整備費は、本契約と同時に締結する事業契約（基本設計業務）事業契約約款別紙 4 表 2 「ア施設費」のうち「建設・工事監理費等」のみとする。